

## 寝屋川市手と手で心をつなぐ手話言語条例（素案）に対する意見と市の考え方

番号	条文等	項目	意見	件数	市の考え方
1	題名		題名に「言語」は必要ない。「寝屋川市みんなのまち基本条例」を参考に、「寝屋川市みんなの手話条例」がふさわしいのではないかな。	1	条例の名称は、市と障害者団体との意見交換の中で、障害の有無に関わらず、人格と個性を尊重し合いながら、全ての市民が安心して心豊かに暮らせる共生社会実現への願いを込めるものとして、素案の名称となったものであり、これまでの意見交換を踏まえ、原案どおりとします。
2	前文		「障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら」は「障害のある人もない人も基本的人権と個性を尊重し合いながら」に変更すべきでは。	1	障害者基本法第1条において、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と規定されていることから、原案どおりとします。
3	前文		前文に、「今まで手話が言語として位置付けられなかったので、ろう者は情報不足のため地域や職場等において孤立しがちな生活だった」という経緯も加えてほしい。	1	前文では、これまでの経緯をできるだけわかりやすく簡潔にまとめ、この条例を制定することの意義や目的などを記載しており、原案どおりとします。
4	前文		前文が短すぎるのではないかな。	1	
5	前文		手話はなぜ言語なのか。なぜ必要なのか。概要的にわかりやすく書かれていない。	1	
6	前文		手話言語条例がなぜ必要なのか、背景が書かれていないため、市民の皆さんにとって意味が分からないと思う。条文に、条例がなぜ必要なのかを盛り込むべきではないかな。	1	
7	前文		「手話を使用しやすい」は「手話をコミュニケーションの方法の1つとして使用しやすい」に変更すべきでは。	1	
8	第1条	目的	「全ての市民が共生する地域社会の実現に」は「全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する地域社会の実現に」に変更すべきでは。	1	「障害の有無によって分け隔てられることなく」の文言を追加することについては、前文において「障害のある人もない人も～地域社会の実現を目指して」の文言があるため、原案どおりとします。

番号	条文等	項目	意見	件数	市の考え方
9	第2条	定義	聴覚障害者以外にも、聴覚は正常だが喋れないため、手話が必要という方がおられると聞いたことがある。このような人達は、ろう者とは違うが、第2条に盛り込めないか。	1	第2条は、条文中で用いられる「ろう者」について定義したもので、原案どおりとします。
10	第2条	定義	手話を利用するのは、「ろう者」だけでなく「ろうあ者」であり、「ろう者」を「ろうあ者」とするべきでないか。	1	現在、「ろう者」という表現は、「ろうあ者」と同義語として使用されていますので、原案どおりとします。
11	第2条	定義	「手話を主なコミュニケーションの手段」は「手話を主な意思疎通のための手段」に変更すべきでは。	1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、「意思疎通」と規定されていますが、思い・考え・気持ち等を伝え合うことを一般的に「コミュニケーション」として広く使用されていることから、原案どおりとします。
12	第3条	基本理念	「ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有すること」は「ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有すること」に変更すべきでは。	1	
13	第3条	基本理念	「ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として」は「ろう者が、ろう者でない者と等しく、基本的な人権と個性を尊重されることを基本として」に変更すべきでは。	1	障害者基本法第1条において、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と規定されており、また、条文は、分かりやすさと読みやすさを重視するため、簡潔かつ包括的な内容としておりますので原案どおりとします。
14	第3条	基本理念	「ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として」は「ろう者が、ろう者でない者と等しく、基本的な人権と個性を尊重され、地域社会を構成する一員として、他の人々と共生すること、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを基本として」に変更すべきでは。	1	
15	第4条	寝屋川市の責務	第2項として、「本市は職員に対して手話の普及啓発に努めるものとする」を追加すべきである。	1	第4条の「日常生活及び社会生活において手話を使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する」に含んでおりますので、原案のとおりとします。

番号	条文等	項目	意見	件数	市の考え方
16	第6条	事業者の役割	「ろう者がサービスを利用しやすい環境を整備する」は「提供するサービスをろう者が利用しやすい環境を整備する」に変更すべきでは。	1	第6条は、事業者を主語として事業者の役割について規定しており、「事業者は、ろう者がサービスを利用しやすい環境を整備するよう努めるものとする」と規定したものであり、原案どおりとします。
17	第7条第2号	手話に関する施策の推進に係る基本的事項	「手話による情報の取得に関する事項」は「手話による情報の取得及び発信に関する事項」に変更すべきでは。	1	情報の発信については、第7条第1号及び第3号に含まれており、原案どおりとします。
18	第7条第3号	手話に関する施策の推進に係る基本的事項	「手話によるコミュニケーション」は「手話による意思疎通」に変更すべきでは。	1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、「意思疎通」と規定されていますが、思い・考え・気持ち等を伝え合うことを一般的に「コミュニケーション」として広く使用されていることから、原案どおりとします。
19	第8条	意見の聴取	「必要がある場合」とは、誰が判断するのか。	1	市が総合的に勘案し、必要に応じて判断します。
20	第8条	意見の聴取	「意見の聴取」は「協議の場」に変更すべきでは。	1	寝屋川市では、これまで、今後も、必要に応じて障害者団体及び関係団体の皆様からのご意見を聴取しながら、取組を進めておりますので、原案どおりとします。
21	第8条	意見の聴取	市とろうあ団体及び手話サークルだけのやり取りで、施策を進められるか疑問である。ろうあ団体や手話サークル、その他見識者を呼んで、協議の場を設けて意見の聴取をすることを載せるべきではないか。	1	
22	第8条	意見の聴取	手話に関する施策の推進にあたって必要な場合とあるが、具体的に必要な場合とは、どのような場合を想定しているのか。	1	
23	第8条	意見の聴取	条例施行後に不具合が生じた場合、関係者が集って協議する場を設ける必要があると思うが、そのような考えはあるか。	1	
24	第8条	意見の聴取	意見を聴くのみでなく、協議の場を設けることも必要でないか。	1	

番号	条文等	項目	意見	件数	市の考え方
25	第9条	財政上の措置	「ろうあ者」が人間としてあたり前に生活できるため、先ず、市役所に行けば窓口できちんと対応できる手話通訳士を配置してほしい。又、手話通訳士の利用費用等が「ろうあ者」の負担にならないよう、「必要な財政上の措置を講ずる」にすべきでないか。	1	この条例は、手話が言語であるとの認識を普及することを基本理念として、制定を目指すものです。また、第9条の財政上の措置については、予算の承認は市議会の議決事項となりますので、「講ずるよう努めるものとする」と表現しているものであり、原案どおりとします。
26	全体		主体が健常者のみになっているので、健常者とろう者のどちらにも対応する文章に変更すべきではないか。	1	この条例は、全ての市民、事業者を対象としており、原案どおりとします。
27	全体		2年又は3年後の見直しの規定を入れておくべきではないか。	1	条例の見直しにつきましては、手話を取り巻く状況を的確に把握し、対応しますので、原案どおりとします。
28	全体		条例が、その時々々の社会状況にふさわしいものとなっているのか、検証できる機会がほしい。	1	
29	全体		見直しの期間を入れるべきではないか。	1	
30	全体		何年かに一度、見直しする機会を作るべきであり、それを条文に盛り込むべきである。	1	

【以上30件の意見】

※ いただいたご意見は、その概要を公表しています。